

農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関する リスク管理の標準手順書の作成について

【背景】

食品安全行政にリスク分析が導入され、科学に基づいた行政の推進が課題となっている。また、世界貿易機関の「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」は、国内におけるリスク管理措置が科学的原則及び国際基準に基づいていることを求めている。このため、リスク管理機関として、科学に基づいた食品安全行政を一貫した考え方で行うための食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書（SOP）を農林水産省が作成し、厚生労働省と協議して両省で適用できるようなものとしたところである。

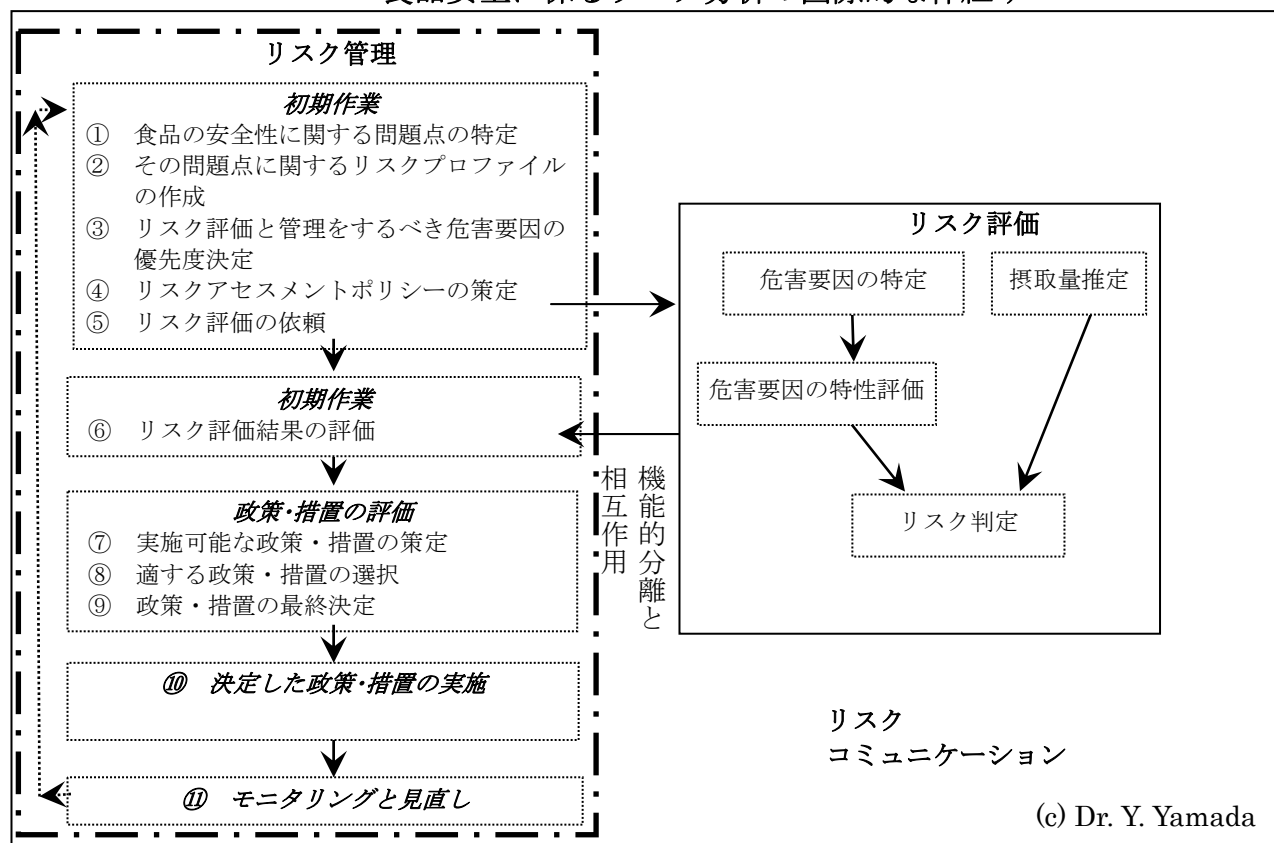
【リスク管理の標準手順書の内容】

リスク管理の標準手順書は、農林水産省及び厚生労働省が行う食品の安全に関するリスク管理（危害要因に関する情報の収集・分析、データの作成、リスク評価の諮問、施策の検討・決定に当たり考慮すべき事項等）の標準的な作業手順を明確にした手順書である。農林水産省及び厚生労働省が個別の危害要因のリスク管理を行う際は、この手順書に基づいて取り組むこととなる。

【リスク管理の標準手順書作成の効果】

- ・ 農林水産省及び厚生労働省が行うリスク管理が、科学的原則に基づき、国際的に合意された枠組みに則ったものとなる。
- ・ 農林水産省及び厚生労働省の職員が、リスク管理を一貫した考え方の下で行うことが可能となる。
- ・ リスク管理の透明性を高め、リスク管理の過程で消費者、食品事業者などの利害関係者の意見を反映しやすくなる。

食品安全に係るリスク分析の国際的な枠組み



※本手順書は「 」内に適用される。